

参考資料 平成 23 年 10 月 31 日障害保健福祉関係主管課長会議資料（抜粋）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正について（概要）

【告示の趣旨】

本告示は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるものである。

現行の告示は、第 2 期目の計画の作成に当たり、平成 21 年度から平成 23 年度までの障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたものである。

今般、障害者自立支援法の施行及び平成 22 年 12 月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 26 年度末の数値目標を設定するとともに、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 3 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたものである。

【主な改正内容】

○改正障害者基本法を踏まえた規定の整備【第一の一関連】

平成 23 年 7 月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）による障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本的理念の中に盛り込む。

○整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

○相談支援体制の充実・強化【第一の三関連】

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化する。

○障害福祉計画の作成のための体制の整備【第二の一の 3 関連】

市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するにあたり、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することを明記する。

資料 1

○地域主権改革を踏まえた規定の整備【第二の一の 6 関連、第二の二及び三関連】

地域主権改革において、平成 24 年 4 月 1 日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったが、できる限り地域住民の意見を反映させることが望ましい旨明確化する。また、これまで障

害福祉計画に定める事項だったものが、今般改正により定めるよう努めなければならない事項になったもの等についても明確化する。

○障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備【第二の三の3 関連】

平成 23 年 6 月に成立した障害者虐待防止法（平成 23 年法律第 79 号）を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定を盛り込む。

○その他障害児支援のための計画的な基盤整備の明確化や、平成 23 年度末を期限とする新体系への移行や障害福祉計画の計画期間等に関する所要の規定の整備等

※ 上記改正内容は現時点の案であり、今後追加・修正等がありうる。

（参考）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の構成（案）

※下線部は改正箇所

第一障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二障害福祉計画の作成に関する事項

- 一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項
 - 1 作成に当たって留意すべき基本的事項
 - 2 平成二十六年度の数値目標の設定
 - 3 障害福祉計画の作成のための体制の整備
 - 4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
 - 5 区域の設定
 - 6 住民の意見の反映
 - 7 他の計画との関係
- 二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項
 - 1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策

- 2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- 4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

四その他

- 1 障害福祉計画の作成の時期
- 2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期
- 3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価
- 4 障害福祉計画の公表
- 5 障害児支援のための計画的な基盤整備

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の改正案について【現在検討中の案】（●の部分は改正部分）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施の市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられたほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。

さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべ

く、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

●また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。●

この指針は、●法の施行及び整備法による法の改正を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの第三期障害福祉計画●を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、●全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、●障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

●障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が●必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス●及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業●の提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

二障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、●相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）●を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、●自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について●協議する場であることに留意す

る必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズ●の把握に努める●ほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を●講ずるよう努めることが必要である。●

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては●、自立支援協議会の活用のほか、●障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

2 ●平成二十六年●の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、●平成二十六年●を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。●また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期計画及び第二期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、設定することが適当である。●

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、●平成十七年十月一日時点●において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、●平成二十六年●末●における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、●平成十七年十月一日時点●の施設入所者数の三割以上が地域生活

へ移行することとともに、これにあわせて●平成二十六年度末●の施設入所者数を●平成十七年十月一日時点●の施設入所者数から●一割●以上削減することを基本と●する。●

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。●また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により、指定知的障害児施設等に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）について、当該指定知的障害児施設等において、法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けて、引き続き入所している者がいる施設を除いて設定するものとする。●

（二）入院中の精神障害者の地域生活への移行

【検討中】

※内容によって、基本指針中「退院可能精神障害者」等の用語について、改正が必要となる可能性がある。

（三）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、●平成二十六年度●中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、●平成十七年度●の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、●平成二十六年度末における●福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、●平成二十六年度●末において、就労継続支援事業の利用者のうち三割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、●平成二十六年度●の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者の再チャレンジを促すような支援や、特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策

に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が「工賃倍増五か年計画」（平成十九年七月六日付け障発第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき作成された計画をいう。）を作成した場合は、平成二十三年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされていること●等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

（一）障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、●法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第七項及び第八十九条第六項●においては、障害者基本法第三十四条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

（二）市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

（三）市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障

害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを●把握するよう努める●ことが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等による●ニーズ調査等●を行うことが適当である。なお、●ニーズ調査等●については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

●5 事業者の新体系への移行希望の把握は削除●

●5● 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）●、指定地域相談支援（法第五十一条の第十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）又は指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）●の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

●6● 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を●講ずるよう●努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

●なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、できる限り何らかの手段により地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。●

●7● 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

二市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画●（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）●において定める事項は、●次の1の（一）とし、定めるよう努めなければならない事項については、その他の事項とする。また、それぞれの事項の内容は別表第二に掲げるもの●とする。

1 各年度における指定障害福祉サービス、●指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

（一）各年度における指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な量の見込み

●平成二十六年●までの各年度における指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

（二）指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一か所確保できるよう努める必要がある。また、●指定計画相談支援●の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において訪問系サービス事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指

定を取るよう促すなどの工夫が必要である。

（三）圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が第二の三の1の(三)によりサービスの種類及び量の見通し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映することが必要である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

三都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

(省略)

四その他

1 障害福祉計画の作成の時期

●第三期障害福祉計画●は、●平成二十四年度から平成二十六年まで●の三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、●平成二十三年度中●に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、●二の1の(一)に係る部分については、●あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする●とともに、都道府県と市町村が一体的に取り組むことにより、指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に推進するため、その他の部分についても調整を行うことが望ましい。●また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

●5 障害児支援のための計画的な基盤整備

都道府県及び市町村は、障害福祉計画の策定に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。●

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

一 就労移行支援事業の利用者数

都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、●平成二十六年度末における●福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。

二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数

都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、●平成二十六年度●において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。

三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、●平成二十六年度●において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。

四 障害者試行雇用事業の開始者数

都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、●平成二十六年度●において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。

五 職場適応援助者による支援の対象者数

都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、●平成二十六年度●において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。

六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等

都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、●平成二十六年度●において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就

業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを旨とする。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に一か所ずつ設置することを旨とする。

別表第二

一 市町村障害福祉計画の基本的理念等

市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等

二 ●平成二十六年年度●の数値目標の設定

障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて平成二十六年年度における数値目標を設定すること。

三 各年度における指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

①各年度における指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な量の見込み

別表第三を参考として、●平成二十六年年度●までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。

②指定障害福祉サービス●、指定地域相談支援又は指定計画相談支援●の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。

①実施する事業の内容

②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

③各事業の見込量の確保のための方策

④その他実施に必要な事項

五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期

市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。

六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込

みを定める。

●なお、同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び量の見込を定める。●

二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

日中活動系サービス全体の見込量

次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

①現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数

②退院可能精神障害者のうち日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数

生活介護

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

自立訓練（機能訓練）

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

自立訓練（生活訓練）

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

就労移行支援

現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

就労継続支援（A型）

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

設定に当たっては、●平成二十三年度末●において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。

就労継続支援（B型）

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所

が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

療養介護

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

●児童デイサービスは削除●

短期入所

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。

●平成十七年十月一日時点●の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。

なお、当該見込数は、●平成二十六年末●において、●平成十七年十月一日時点●の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

四 相談支援

●計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量の見込みを定める。

地域相談支援（地域移行支援に限る。）

施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。

地域相談支援（地域定着支援に限る。）

同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。●

別表第4以降は都道府県障害福祉計画に関してであり、省略。